

報告・協議 3

1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和元年 5 月 9 日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について

1 1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況（令和元年 5 月 1 日現在）

	生徒数の状況	学 校 名
全 校 生徒数	80 人以上の学校〔10 校〕	佐伯，大柿，加計，加計・芸北分校，東城，豊田，湯来南，西城紫水，大崎海星，賀茂北
	80 人未満の学校〔2 校〕	上下，瀬戸田
	前年度を上回った学校〔7 校〕	大柿，加計・芸北分校，東城，瀬戸田，豊田，西城紫水，大崎海星
	前年度を下回った学校〔5 校〕	佐伯，加計，上下，湯来南，賀茂北
新入学 生徒数	前年度と同数又は上回った学校〔8 校〕	大柿，加計，加計・芸北分校，東城，瀬戸田，豊田，大崎海星，賀茂北
	前年度を下回った学校〔4 校〕	佐伯，上下，湯来南，西城紫水

2 大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方に係る対応について（案）

- 平成 30 年 8 月 10 日の教育委員会会議において、「大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方に係る対応方針」（以下、「対応方針」という。）を決定。

大柿高等学校及び瀬戸田高等学校については，引き続き，学校の活性化に向けた取組を継続することとし，平成 31 年度の全校生徒数が 80 人以上（平成 31 年 5 月 1 日時点）となることを目指す。

- 令和元年 5 月 1 日の全校生徒数が確定したことから，「対応方針」に基づき，次のとおり対応する。

(1) 大柿高等学校

令和元.5.1 全校生徒数			
1 年	2 年	3 年	計
40 人	25 人	27 人	92 人

- 全校生徒数 80 人以上
○ 「対応方針」2（1）に該当

今後の対応について（案）

- ・ 「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」に基づく取組を継続し，毎年度の全校生徒数が 80 人以上となることを目指す。

(2) 瀬戸田高等学校

令和元.5.1 全校生徒数			
1 年	2 年	3 年	計
38 人	25 人	15 人	78 人

- 全校生徒数 80 人未満
・ 新入学生徒数 37 人（前年度比 + 6 人）
・ 全校生徒数 78 人（前年度比 + 18 人）
○ 「対応方針」2（2）「ただし書き」に該当

今後の対応について（案）

- ・ 令和元年度末までを限度として，令和 2 年度の全校生徒数が 80 人以上となることを目指した取組を継続する。

1学年1学級規模の県立高校の全校生徒数

(単位:人)

学校名	区分	平成27年度 (5/1)	平成28年度 (5/1)	平成29年度 (5/1)	平成30年度 (5/1)	令和元年度 (5/1)
佐伯	全校生徒数	83	82	80	91	81
	1年	27	26	27	40	23
	2年	29	27	26	26	36
	3年	27	29	27	25	22
大柿	全校生徒数	74	68	77	73	92
	1年	26	21	33	25	40
	2年	22	25	20	29	25
	3年	26	22	24	19	27
加計	全校生徒数	95	104	106	102	100
	1年	37	40	31	34	40
	2年	28	37	40	28	32
	3年	30	27	35	40	28
加計・ 芸北分校	全校生徒数	76	86	95	98	104
	1年	24	34	39	31	41
	2年	30	22	34	35	30
	3年	22	30	22	32	33
上下	全校生徒数	88	93	89	93	79
	1年	29	39	27	32	24
	2年	29	27	36	25	32
	3年	30	27	26	36	23
東城	全校生徒数	94	103	95	99	101
	1年	32	35	29	35	36
	2年	36	32	35	30	35
	3年	26	36	31	34	30
瀬戸田	全校生徒数	88	70	60	60	78
	1年	31	16	15	31	38
	2年	25	30	16	15	25
	3年	32	24	29	14	15
豊田	全校生徒数	81	77	72	81	82
	1年	28	35	30	29	33
	2年	26	19	26	27	23
	3年	27	23	16	25	26
湯来南	全校生徒数	105	89	85	97	94
	1年	33	37	31	37	32
	2年	32	24	32	31	35
	3年	40	28	22	29	27
西城紫水	全校生徒数	81	75	81	82	98
	1年	26	22	43	37	32
	2年	32	25	14	34	34
	3年	23	28	24	11	32
大崎海星	全校生徒数	63	69	88	101	102
	1年	20	31	39	36	37
	2年	18	20	30	36	33
	3年	25	18	19	29	32
賀茂北	全校生徒数	149	143	140	96	90
	1年	63	46	38	19	35
	2年	43	59	44	35	19
	3年	43	38	58	42	36

平成 30 年 8 月 10 日教育委員会会議決定

大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方に係る対応方針

平成 30 年 8 月 10 日

【対応方針】

大柿高等学校及び瀬戸田高等学校については、引き続き、学校の活性化に向けた取組を継続することとし、平成 31 年度の全校生徒数が 80 人以上（平成 31 年 5 月 1 日時点）となることを目指す。

1 対応方針の理由

- 両校の学校活性化地域協議会（以下、「協議会」という。）に対し、今後の学校の在り方や「対応方針（素案）」についての意見を聴取した結果、
 - ・ 両校の協議会において、「対応方針（素案）」への理解が得られ、学校の更なる活性化や生徒数の確保に向けた取組をより一層進めていくことについて、改めて強い意思が示されたこと。
 - ・ 学校の活性化に向けた取組を継続することにより、市をはじめとする地元地域から引き続き支援が得られることや、更なる取組の成果が表れることに期待ができること。などから、両校とも、学校の活性化に向けた取組を継続させ、平成 31 年度の全校生徒数が 80 人以上となることを目指すことが適当である。

2 平成 31 年度以降の対応について

- 平成 31 年度の全校生徒数の状況により、平成 32 年度以降の学校の在り方を判断する。
 - (1) 平成 31 年度の全校生徒数が 80 人以上の場合
 - ・ 「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づく取組を継続する。
 - (2) 平成 31 年度の全校生徒数が 80 人未満の場合
 - ・ 平成 32 年度から、「基本計画」に掲げる から までのいずれかとする。ことを原則とする。

ただし、平成 31 年度の新入学生徒数の状況などを踏まえ、取組の成果が表れていると認められる場合には、平成 31 年度末までを限度として、全校生徒数 80 人以上を目指した取組を継続する。

3 県教育委員会の対応について

- 学校の更なる活性化や次年度新入学生徒の確保に向け、例えば、関係課の職員が定期的に学校を訪問し、教科指導や生徒指導、学校運営などについての指導・助言を行うなど、県教育委員会の関係課が一体となり、両校の活性化に向けた取組を支援していく。

今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（平成 26 年 2 月 26 日） 関係部分抜粋

5 県立高等学校の配置及び規模の在り方

(2) 取組の方向性

～ 略 ～

1 学年 1 学級規模の全日制高等学校については、各学校が学校関係者、所在する市町及び市町教育委員会等で構成する「学校活性化地域協議会(仮称)」(以下、「協議会」という。)を設置し、その協議会において、教育活動や部活動等において他校に見られない取組の強化等による活性化策を検討します。

その検討結果を踏まえ、各学校において、3年間、市町と連携しながら活性化策を実施し、全校生徒数が毎年度、収容定員の 2/3 (80 人) 以上となることを目指します。

以上の協議会の設置及び活性化策の検討・実施に係る 3 年間の経過した後、全校生徒数が 2 年連続して収容定員の 2/3 (80 人) 未満となった学校については、協議会の意見を聴いた上で、地理的条件を考慮し、次の から までのいずれかとします。

近隣の県立高等学校のキャンパス校

特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う「中高学園構想(仮称)」への移行

統廃合(市町立学校としての存続を含む)

ただし、教育活動及び部活動において、充実した活動を行うために、地域の人々が指導者として協力したり、地域の施設・設備が活用できるなど、地域の支援体制が整っており、これらの支援を受けながら、全国トップレベルの特筆すべき実績をあげ、将来も同様の成果が見込まれる学校については、別途検討します。

～ 略 ～